

鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付要綱

制定 令和 2 年 6 月 2 日付第 202000054998 号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、木材に親しみ、木材の良さや木材の利用の意義を学ぶ木育の推進モデルとなる活動を支援することで、県内で木育に取り組む者を増やし、県民の木材利用への理解を深め、県産材の利用拡大に繋げることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第 3 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第 4 欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額と同表の第 5 欄に掲げる上限額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、事業実施主体の所在地を管轄する地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得

た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 地方事務所の長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業に係る本補助金の増額変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（額の確定）

第8条 規則第18条第1項に規定する額の確定については、様式第5号により通知する。

(概算払)

第9条 事業実施主体は、規則第19条に規定する概算払による本補助金の支払いを求めるときは、様式第6号により概算払請求を行うものとし、県は概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第7号によりあらかじめ通知するものとする。

(提出書類の提出先)

第10条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、地方事務所の長に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

別表（第4条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費		4 補助率	5 上限額
<p>木育推進モデル支援事業</p>	<p>市町村、企業等、県内で木育に取り組む団体（県内に事業所又は活動拠点を有しない者は除く。）</p>	<p>教育機関と連携した木育に取り組む団体の増加等に繋がる波及効果の大きな取組、又は木育指導者の育成に取り組む者と連携した自団体や他団体の木育指導スキルの向上に繋げる取組等「木育推進モデル」となる取組に要する経費（県産材で作られた玩具購入に要する経費を含む。）</p>	<p>報償費、旅費、需用費（印刷製本費、燃料費、消耗品費、原材料費等）、役務費（保険料、広告宣伝費等）、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）</p>	<p>1 / 2</p>	<p>400 千円</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県木育推進モデル支援事業計画（報告）書

1 事業計画（報告）

補助事業	木育推進モデル支援事業
事業実施時期	
事業実施 主体名	名 称： 代表者名： 組織の概要：別添のとおり（事業実施主体が市町村の場合は不要）
事業目的	
事業計画 （実績）	
連絡先	担当者 職氏名： 電話・ファクシミリ： 電子メール：

（実績報告添付書類としての注意事項）

- 1 実績を記載し、事業の実施状況が分かる写真や資料を添付すること。

2 事業費及び積算根拠

(単位：円)

補助事業名	事業費	積算根拠
木育推進モデル支援事業		

(注) 委託料については、県内事業者への発注が困難な場合、その理由を記載すること。

3 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

有の場合

- ・ 補助金名 :
- ・ 当該補助金の事業内容 :
- ・ 当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先) :

4 消費税の取り扱い (一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

注) 消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○を記載すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県木育推進モデル支援事業収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差引増減)	備 考
本補助金				
自己資金				
その他（ ）				
計				

(2) 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差引増減)	備 考
計				

(注1) 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

(注2) 実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

2 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

様

職氏名

印

年度鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県木育推進モデル支援事業」とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付要綱（令和2年5月 日付第2020000 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職氏名

印

年度鳥取県木育推進モデル支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定通知があった鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金について鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額 (年 月 日付 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）	金	円
3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額 (3-2) × 補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経費の額	金	円

- (注) (1) 別紙として、事業実施主体別に判断できる資料を作成し、添付すること。
(2) その他参考となる書類を添付すること。
(3) 上記1の記入に当たり、各事業主体の各交付規則、条例等を記入すること。

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

職氏名

印

年度鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定し、年 月 日付けで実績報告が提出されたこの補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき通知します。（担当・連絡先）

記

（単位：円）

交付決定額	確定額	既支払額	精算払額

様式第6号（第9条関係）

番 年 月 号 日

様

職氏名

印

年度鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金の概算払について（依頼）

年度鳥取県木育推進モデル支援事業について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条及び鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付要綱（令和2年5月 日付第2020000 号鳥取県農林水産部長通知）第9条の規定により請求します。

記

1 請求額

（単位：円）

交付決定額	概算払請求額

2 添付書類

- ・事業内容が確認できる書類
- ・支払（予定）額を確認できる書類

様

職氏名

印

年度鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金の概算払について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定通知をしたこの補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。
（担当・連絡先）

記

1 補助金概算払額

交付決定額 A	既概算払額 B	今回概算払額 C	概算払額計 (B+C)	残 額 A-(B+C)

2 概算払の時期

年 月 日